

平成 29 年度嘉中・嘉高大同窓会 実行委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、平成 29 年度嘉中・嘉高大同窓会の企画運営を統括するために組織する実行委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成等)

第 2 条 実行委員会は、会長、副会長、事務局、会計、監査委員、総務委員、財務委員、企画委員、広報委員及びクラス委員をもって構成する。

2 同期会会長を実行委員長、副会長を副実行委員長とする。

(会議)

第 3 条 実行委員会の会議は、必要に応じ、実行委員長が招集する。

2 実行委員会の議長は、実行委員長とする。ただし、実行委員長が指名した場合はこの限りではない。

3 実行委員会は、次の事を審議し決議する。

- (1) 役員、委員会、クラス委員の協力・連携に必要な事項
- (2) 平成 29 年度嘉中・嘉高大同窓会成功のために必要な事項
- (3) その他役員会が必要と認めた事項

(解散)

第 4 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき解散する。